

ごみ分別説明会の実施について

津山圏域クリーンセンターが、いよいよ平成28年3月10日より本格稼働となります。

鏡野町では、昨年の9月より地区説明会を実施したところ、たくさんの住民の皆さんに参加していただきありがとうございました。

地区説明会に参加できなかった方を対象に、次のとおり地区説明会を実施します。

対象地域	日 時	場 所
奥 津 地 域	2月 7日(日) 午前10時～12時	奥津振興センター 大会議室
上 齋 原 地 域	2月14日(日) 午前10時～12時	上齋原文化センター 大会議室
富 地 域	2月14日(日) 午後1時半～3時半	富公民館 大広間
鏡 野 地 域	2月21日(日) 午前10時～12時	鏡野町中央公民館 大集会室
町 内 全 域	2月21日(日) 午後1時半～3時半	鏡野町中央公民館 大集会室

津山圏域西部衛生施設組合及び北部衛生クリーンセンターのごみ袋の販売について

現在、使用していただいているごみ袋の販売は、平成28年3月31日まで、町の指定販売店で購入できます。

ただし、指定販売店で在庫がなくなる場合も予想されます。

販売店で在庫がなくなっても、鏡野町役場くらし安全課、各振興センター窓口で販売していますのでよろしくお願ひします。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 環境係 電話(0868)54-2780

～第十回特別弔慰金の請求を受け付けています～

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年にあたり、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円 5年償還の記名国債

○請求期間 平成30年4月2日まで
※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○請求窓口 鏡野町保健福祉課 (0868)54-2986 奥津振興センター(0868)52-2211
上齋原振興センター(0868)44-2111 富振興センター (0867)57-2111

「平成28年1月からの手続きにはマイナンバー(個人番号)が必要です」

個人番号利用開始に伴い特別弔慰金の請求手続きに、個人番号の記入が必要です。手続きの際には、個人番号通知カードもしくは、個人番号カードを忘れずにお持ちください。また、本人確認も行いますので、運転免許証などの提示をお願いします。